野中義美税理士事務所 通信

2025.3

No.124

今月のテーマ「資本を有しない法人と交際費等の損金算入」

1. Q **交際費の額は、原則として、その全額が損金不算入とされていますが、中小法人には損金算入限度額が定められると聞きましたが、どのような規定でしょうか。**

A 期末の資本金等の額が１億円以下である法人（通常中小法人）については、次のいずれかの金額が交際費に係る損金不算入額となります。

（１） 交際費の額のうち、飲食に係る交際費の額×50％に相当する金額を超える部分の金額

（２） 交際費の額のうち、800万円にその事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額（定額控除限度額）

言い換えれば飲食費の50％、または年800万円までは損金算入できるということです。
また、資本金等の金額が１億円超100億円以下の法人は飲食費の50％超の金額、資本金100億円超の法人は全額が、損金不算入となります。

2. Q **交際費の不算入額を計算する場合は、期末の資本金等の金額で判断しているようですが、医療法人のように資本を有しない法人の場合には、資本の額の判定をどのようにすればいいでしょうか。**

A その医療法人の
［総資産の帳簿価額－総負債の帳簿価額－当期利益（or ＋ 当期損失）×60％］で判定します。
例えば、総資産３億２千万円、総負債１億２千万円、当期利益２千万円の医療法人の資本金とされる金額は（３億２千万円－１億２千万円－２千万円）×60％＝１億８千万円となり、１億円を超えるため、（２）の定額控除限度額（年800万円）は適用できません。
会計検査院の指導事項において、資本を有しない法人の交際費の扱いに係る徴収不足が多数発生しているとの事です。
対象法人の決算処理に当っては改めて留意しておきたいですね。

FM佐賀「野中税理士のなるほど税務ナール！」放送中!

3月放送は　3月 11日、25日（FMサガ）　【第2、4火曜】午後４時30分～

今日の一句

今日は建国記念日ですね。　そこで一句！！

「風に乗り　菜の花畦（びん）　春近し」（菜種油は鬢付け油に利用される）

♬ まわり道　力士琴風

九星占い（3月）

《一白水星》 社交運好調です。新しい出会いを楽しんでください。調子に乗りすぎると落とし穴が、時々は振り返り反省する事も大切です。

《二黒土星》 見切り発車に気をつけてください。何事も努力と忍耐が大切です。現状をしっかり見極めて行動する事で運気UPに！

《三碧木星》 人により態度を変えないようしましょう。礼儀正しく接する事で信頼度UPに繋がります。周りの人に親切に！

《四緑木星》 体調を崩しやすい時です。無理はしないようにしましょう。睡眠と休息を充分にとる事で活力に繋がります。

《五黄土星》 他人をあてにせず自分から積極的に取り組むことで物事が順調に進むでしょう。新しい事に挑戦するとキャリアUPに！

《六白金星》 吉凶混合月です。上手くいっている時ほど慎重に進める事が大切です。信用第一を心掛けると大きな成果に！

《七赤金星》 横柄な態度に気をつけましょう。感謝の気持ちを大切に！和を心掛けて下さい。協力して物事を進めると吉！

《八白土星》 運気は上々です。自分を見つめ直し、将来に向けてしっかりしたビジョンを！新しいことに取り組む準備を始めましょう。

《九紫火星》 運気は安定しています。見栄を張ったり、頑固になりすぎないよう注意しましょう。素直な心が運気UPに！

協力：toraji ☎080-6439-4209